

別表

	入居者の住所	入居者の氏名
1		
2		
3		
4		

交通事故に関する和解等について

交通事故に関する和解及び損害賠償の額について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 事 故 名 職員の公務執行中における交通事故
- 2 当 事 者 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県
[REDACTED] ほか1人（別紙1のとおり
り）
- 3 事故発生年月日 令和元年8月7日
- 4 事故発生場所 沖縄市中央三丁目2番13号知念三味線店先国道330号上
- 5 損害賠償額 3,310,245円
当事者別の明細は、別紙1のとおり
- 6 和解内容 別紙2及び別紙3のとおり

令和2年6月30日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

交通事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

別紙 1

当事者	住所	損害賠償額
[Redacted]		2,065,115円
[Redacted]		1,245,130円
合計		3,310,245円

和 解 内 容

甲 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県

乙 

上記当事者間において、職員の公務執行中における交通事故について、次のとおり和解する。

- 1 甲は、本件事故に関して過失があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、乙に対し総額2,065,115円の支払義務があることを認める。
- 2 乙は、甲が支払うべき損害賠償金が自動車保険により既に乙に対し支払われたことを認める。
- 3 本件和解は、沖縄県議会において和解及び損害賠償の額の決定について議決を得たときに効力を生ずる。
- 4 甲と乙は、本件事故に関し、以上に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを確認する。

和 解 内 容

甲 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県


乙 

上記当事者間において、職員の公務執行中における交通事故について、次のとおり和解する。

- 1 甲は、本件事故に関して過失があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、乙に対し総額1,245,130円の支払義務があることを認める。
- 2 乙は、甲が支払うべき損害賠償金が自動車保険により既に乙に対し支払われたことを認める。
- 3 本件和解は、沖縄県議会において和解及び損害賠償の額の決定について議決を得たときに効力を生ずる。
- 4 甲と乙は、本件事故に関し、以上に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを確認する。

車両損傷事故に関する和解等について

車両損傷事故に関する和解及び損害賠償の額について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 事 故 名 いちゅい具志川じんぶん館駐車場において県が設置した看板による
車両損傷事故
- 2 当 事 者 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

- 3 事故発生年月日 令和2年2月6日
- 4 事故発生場所 うるま市字川崎468番地いちゅい具志川じんぶん館駐車場
- 5 損害賠償額 76,527円
- 6 和解内容 別紙のとおり

令和2年6月30日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

車両損傷事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

和 解 内 容

甲 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

乙 

上記当事者間において、いちゅい具志川じんぶん館駐車場において県が設置した看板による車両損傷事故について、次のとおり和解する。

- 1 甲は、本件事故に係る看板の管理に瑕疵があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、乙に対し総額76,527円の支払義務があることを認める。
- 2 甲は、沖縄県議会の議決があった日から2か月以内に、損害賠償金を乙に支払う。
- 3 甲と乙は、本件事故に関し、以上に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを確認する。

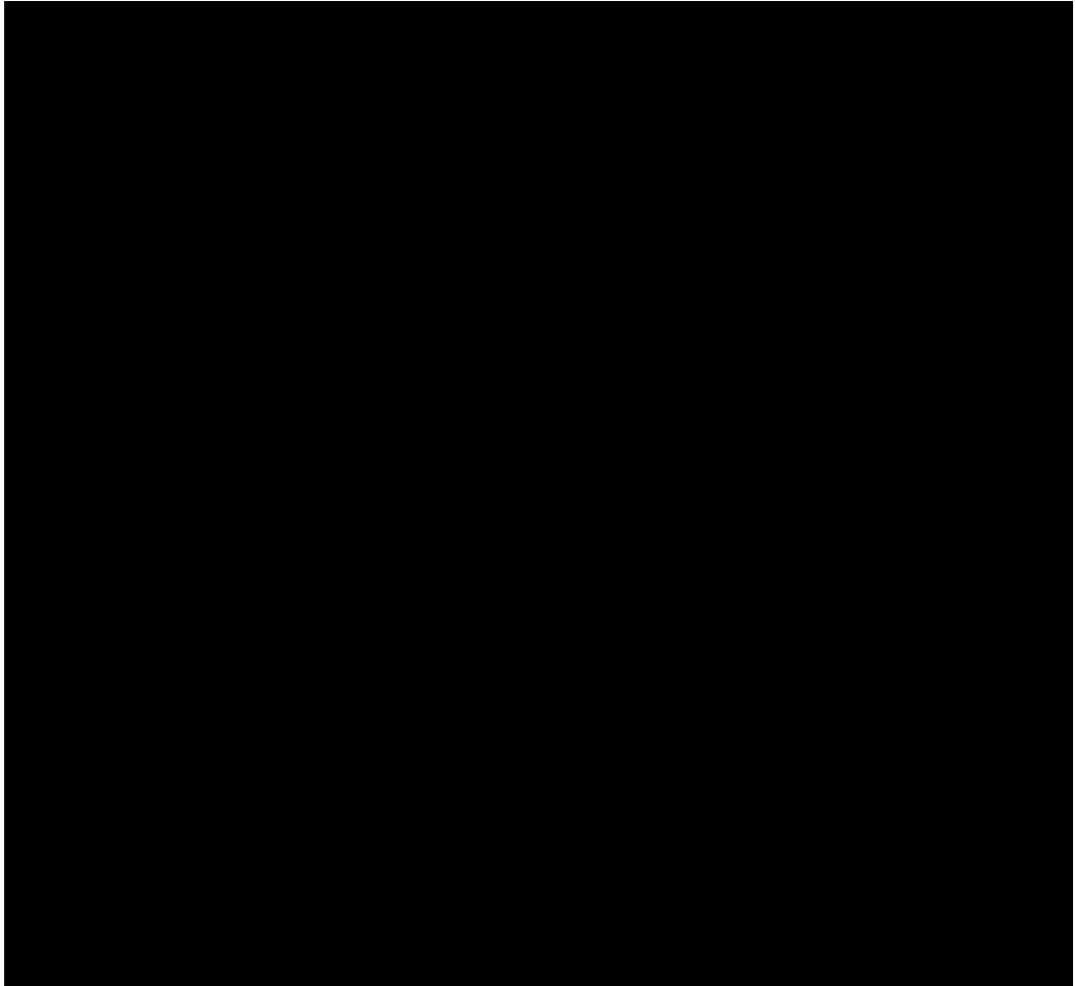
別紙 1

原告氏名	住所
[Redacted Content]	

和 解 内 容

和解当事者

原告



被告 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県

和解条項

- 1 被告は、原告らに対し、本件解決金として、金7,500,000円の支払義務があることを認める。
- 2 被告は、原告らに対し、前項の金員を和解が調った日から1か月以内に、原告ら代理人が指定する金融機関口座に振り込んで支払う。振込手数料は、被告の負担とする。

- 3 原告らは、その余の請求を放棄する。
- 4 原告ら及び被告は、原告らと被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 5 訴訟費用は、各自の負担とする。

沖縄県人事委員会委員の選任について

下記の者を沖縄県人事委員会委員に選任したいので、議会の同意を求める。

記

住 所

氏 名 比 嘉 悦 子

生年月日

令和2年6月30日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

人事委員会委員1人が令和2年7月31日に任期満了するので、その後任を選任するため、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

沖縄県収用委員会委員の任命について

下記の者を沖縄県収用委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

記

住 所

[REDACTED]

氏 名 古 堅 豊

生年月日

[REDACTED]

住 所

[REDACTED]

氏 名 高 良 祐 之

生年月日

[REDACTED]

令和2年6月30日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

収用委員会委員2人が令和2年7月21日に任期満了するので、その後任を任命するため、土地収用法第52条第3項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

沖縄県公安委員会委員の任命について

下記の者を沖縄県公安委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

記

住 所



氏 名 阿波連 光

生年月日



令和2年6月30日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

公安委員会委員1人が令和2年7月21日に任期満了するので、その後任を任命するため、警察法第39条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

乙第15号議案

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年6月30日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

別紙

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

令和2年度沖縄県一般会計補正予算（第3号）（別紙）

理 由

新型コロナウイルス感染症対応に要する経費を早急に予算補正する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和2年6月1日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

令和2年度沖縄県一般会計補正予算（第3号）

令和2年度沖縄県一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に2,515,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ816,649,039千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 国庫支出金		千円 202,053,332	千円 2,515,000	千円 204,568,332
	2 国庫補助金	151,798,780	2,515,000	154,313,780
歳 入 合 計		814,134,039	2,515,000	816,649,039

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 72,709,842	千円 △ 14,168	千円 72,695,674
	2 企画費	15,495,812	△ 14,168	15,481,644
3 民生費		121,540,916	2,000,000	123,540,916
	1 社会福祉費	72,999,478	2,000,000	74,999,478
7 商工費		94,087,975	529,168	94,617,143
	2 工鉦業費	85,141,075	14,168	85,155,243
	3 観光費	4,902,754	515,000	5,417,754
歳 出 合 計		814,134,039	2,515,000	816,649,039

